

○医療用医薬品の供給について

(昭和五一年四月一日)

(薬発第三二九号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

医薬品の供給については、かねてから御配慮を煩わしているところである。

医薬品は、疾病の診断、治療等に欠かせないものであり、また、製造又は輸入が行われず、必要な供給がなされないことにより国民医療に重大な支障を来たすこととなることも周知のとおりである。

特に、国民皆保険下の現状において薬価基準に記載されている医薬品の重要性は一段と強いものとする。したがって、今後、医療用医薬品を円滑に供給するため別添写のとおり関係団体あて通知したので、御了知願いたい。

〔別添写〕

医療用医薬品の供給について

(昭和五一年四月一日 薬発第三二八号)

(日本製薬団体連合会会長あて厚生省薬務局長通知)

医薬品の供給については、かねてから円滑な供給に御尽力いただいているところであります。

さて、医薬品は、疾病の診断、治療等に欠かせないものであることは申すまでもありません。また、従来医療需要に応えてきた医薬品が企業の経営事情等により製造又は輸入が行われず、必要な供給がなされないことによる影響の極めて大きいことも周知のとおりであります。

特に、国民皆保険下の現状において薬価基準に記載されている品目の供給が行われない場合には、これによる影響は極めて重大であるばかりでなく、必要な供給がなされないこと自体が薬価基準に記載された本旨からして問題であると認められるので、薬価基準に記載されている医薬品については、円滑、かつ、適正に供給がなされることが必要であります。

つきましては、供給を停止しようとする場合にはあらかじめ製造又は輸入を行わないこととなる時点で、当該企業から本職あて文書により報告されるよう貴団体傘下の関係企業に対し周知徹底方お願いします。